

平成19年10月1日以後に相続等により取得した郵便窓口業務を行う郵便局の敷地の用に供されている土地等について小規模宅地等の特例の適用を受けられる方へ

平成19年10月1日以後に相続又は遺贈により取得した郵便局株式会社法第2条第2項に規定する郵便窓口業務（以下「郵便窓口業務」といいます。）を行う郵便局の敷地の用に供されている土地等（400㎡までの部分に限る。）について、80%の減額を受けることができる小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下「小規模宅地等の特例」といいます。）の適用要件は次のとおりですので、ご注意ください。

特例の概要

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続又は遺贈に係る被相続人が平成19年10月1日前から相続開始の直前まで引き続き有していた次に掲げる適用要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下同じです。）（以下「土地等」といいます。）のうち一定の業務の用に供する部分（以下「特定宅地等」といいます。）がある場合には、その特定宅地等を小規模宅地等の特例の適用対象となる特定事業用宅地等に該当する特例対象宅地等とみなして、原則として400㎡までの部分について80%の減額を受けることができます。

適用要件

- 1 平成19年10月1日前から被相続人又はその被相続人の相続人と旧日本郵政公社との間の賃貸借契約に基づき、郵便等の業務を行う郵便局の用に供するため旧日本郵政公社に貸し付けられていた建物（その賃貸借契約の当事者である被相続人又はその被相続人の相続人が有していた建物に限ります。）の敷地の用に供されていた土地等であること。
- 2 平成19年10月1日から被相続人に係る相続開始の直前までの間において、上記1の賃貸借契約（平成19年10月1日の直前に効力を有するものに限ります。）の契約事項に一定の事項以外の事項について変更がない賃貸借契約に

基づき引き続き郵便窓口業務を行う郵便局の用に供するため郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建物（その賃貸借契約の当事者である被相続人又はその被相続人の相続人が有していた建物に限ります。）（以下「郵便局舎」といいます。）の敷地の用に供されていた土地等であること。

3 相続又は遺贈によりその土地等を取得した相続人から、その相続の開始の日以後5年以上上記2の郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、その土地等を同日以後5年以上その郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることについて、総務大臣の証明がなされたものであること。

4 その郵便局舎の敷地の用に供されている土地等について、既にこの特例（郵政民営化法第180条〈相続税に係る課税の特例〉）の規定の適用を受けていないこと。

平成19年9月30日以前に相続等により取得した特定郵便局の事業の用に供されている土地等について国営事業用宅地等として小規模宅地等の特例の適用を受けられる方へ

平成19年9月30日以前に相続又は遺贈により取得した財産のうちに、特定郵便局の事業の用に供されている土地等で、その土地等の取得者のうちに被相続人の親族がおり、その親族から相続開始後5年以上その土地等を特定郵便局の事業の用に供するために借り受ける見込みであることにつき一定の証明がなされたものについては、小規模宅地等の特例では国営事業用宅地等に該当し、原則として400㎡までの部分について80%の減額を受けることができます。

なお、上記の「一定の証明」の証明権者については、平成19年9月30日以前においては、「日本郵政公社の証明」とされていましたが、平成19年10月1日以後は、「総務大臣の証明」に証明権者が変更されていますので、ご注意ください。

☆ 小規模宅地等の特例についてお分かりにならないことがありましたら、税務署又は税務相談室におたずねください。



平成19年10月
税務署 この社会あなたの税がいきている